

## 行政改革推進本部専門調査会小委員会（ヒアリング）資料

法 務 省

## 1 基礎的な事項

- ( 1 ) 業務内容 別紙 1
- ( 2 ) 職員数 別紙 2
- ( 3 ) 組織構成 別紙 2
- ( 4 ) 組合数 2 ( 全法務省労働組合 , 沖縄非現業国家公務員労働組合 )
- ( 5 ) 組合員数 ( 平成 1 8 年 8 月 1 日現在 )  
全法務省労働組合 9 , 7 1 9 人  
沖縄非現業国家公務員労働組合法務支部 2 5 6 人
- ( 6 ) 組合組織率 ( 平成 1 8 年 8 月 1 日現在 )  
全法務省労働組合 3 7 . 0 %  
沖縄非現業国家公務員労働組合法務支部 1 . 0 %
- ( 7 ) 在籍専従者数 ( 平成 1 8 年 1 0 月 1 日現在 )  
全法務省労働組合 1 6 人  
沖縄非現業国家公務員労働組合法務支部 0 人

## 2 質問事項

### (1) 人事管理の業務全般の内容

#### < 人事単位 >

法務局，検察庁，矯正官署，更生保護官署，地方入国管理官署，公安調査庁という6組織の全国に設置された現場機関が重要な法務省であるが，この6組織の業務内容が専門的かつ多岐にわたり，定員事情・定数事情がそれぞれの組織で異なる関係から，職員グループやその人事についても，6組織の独立性がかなり高い。

#### < 採用及び採用試験 >

6組織ごとの採用。人事院による専門試験として，少年院・少年鑑別所の法務教官採用試験（種相当），刑務所・少年刑務所・拘置所の刑務官採用試験（種相当），地方入国管理局・入国者収容所の入国警備官採用試験（種相当）が設けられている。

#### < 適用俸給表 >

本省・法務局職員が行政職俸給表（一），検察庁の検察事務官は公安職俸給表（二），矯正官署では刑務所などの刑務官は公安職俸給表（一）が適用された階級職員，少年院などの法務教官は公安職俸給表（二），更生保護官署の保護観察官は調整数のついた行政職俸給表（一），地方入国管理官署の入国審査官は行政職俸給表（一）で入国警備官は公安職俸給表（一）が適用された階級職員，公安調査庁の公安調査官は公安職俸給表（二）と，それぞれの組織の主たる職員グループでもバラエティーに富んでいる上，研究職俸給表，医師・医療技師・看護師の医療職俸給表（一）（二）（三），守衛・栄養士という行政職俸給表（二）が適用される職員も抱えている。

#### < 研修制度 >

いずれの組織も必要な研修制度を設けて幹部養成を行っている。特に矯正官署においては，競争試験による選抜研修と幹部登用をリンクさせた独自の研修制度を明治時代から有している。

#### < 退職管理 >

ほとんどは，定年まで勤務することを前提としている。

( 2 ) 労使関係 , 団体交渉等の状況 ( 平成 1 7 年度 )

対応者	時 期	交 渉 事 項
法務大臣	1 2 月中旬	( 会見 ) 勤務条件整備
官房長	8 月中旬	( 面談 ) 勤務条件整備
	1 2 月上旬	( 面談 ) 勤務条件整備
人事課長	4 月下旬	給与 , 労働時間及び勤務条件整備
	6 月中旬	給与及び勤務条件整備
	7 月上旬	給与及び勤務条件整備
	7 月中旬	給与及び勤務条件整備
	7 月中旬	給与 , 昇格基準 , 勤務条件整備及び労働安全 ( 沖縄国公労 )
	8 月下旬	勤務条件整備
	1 0 月中旬	給与 , 昇格基準 , 勤務条件整備 , 労働時間及 び労働安全・衛生
	1 1 月上旬	給与及び勤務条件整備
	1 1 月下旬	勤務条件整備
	1 2 月下旬	( 面談 ) 勤務条件整備
	3 月中旬	給与 , 勤務条件整備及び勤務時間
	3 月下旬	( 面談 ) 勤務条件整備
	企画調査官	6 月中旬
3 月中旬		( 面談 ) 行 ( 二 ) 職員の勤務条件整備

交渉事項欄中「( 沖縄国公労 )」としている部分は , 沖縄非現業国家公務員労働組合との , その余の部分は , 全法務省労働組合との交渉等を指す。

( 3 ) 現状の労使関係の課題

労使間の課題について , 交渉や協議により円滑に処理し , 良好な労使関係を維持してきているので , 特段の課題はない。

( 4 ) 今後の人事管理の在り方についての意見

それぞれの組織の独自性・独立性は尊重した上で、法務省としての一体性に配慮した人事管理を心がけたい。

( 5 ) 今後の労使関係、労働基本権の在り方等について

今後とも、良好な労使関係を維持しつつ、業務の正常な運営を確保できるような労使関係等の在り方を議論する必要があると考えている。

なお、刑事施設において勤務する職員については、拘禁刑に処せられた者、刑事被告人、被疑者及び死刑の言渡しを受けた者を刑事施設に拘禁することを任務としており、その任務の特殊性にかんがみ、特に強固な統制と厳正な規律に服せしめる必要があることから、引き続き団結権について制限することが必要である。

## 別紙 1

## 法務省の業務内容

### 組織の概況

平成 17 年 12 月 31 日現在における本省及び外局の内部組織，審議会等，施設等機関，特別の機関，地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は，次のとおりである。

### 本省

#### (内部部局)

##### — 大臣官房 —

- 秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受，発送，編集，保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く） 最高裁判所との連絡交渉
- 政策評価企画室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 行政の考査 政策の評価 調査及び研究 国際連合と日本国の間に締結される，犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し，研修，研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき，国際連合に協力して行う研修，研究及び調査
- 広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整
- 情報管理室 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信（LAN，WAN）
- 国際室 国際機関，外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 公文書類の翻訳・通訳 海外出向者等への情報提供
- 人事課 定員，職階，任免，試験，高齢対策，給与，懲戒，服務，勤務評定，人事記録，表彰，栄典 公証人・人権擁護委員・日本司法支援センターの役員・保護司の身分 司法試験委員会，検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。）の庶務
- 会計課 法務省の所掌に係る経費，収入の予算，決算及び会計 法務省所管の物品の管理 登記特別会計の経理及び物品の管理 本省で使用する自動車の管理
- 監査室 法務省の所掌に係る会計の監査
- 庁舎管理室 庁内の管理
- 施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管（一般会計・登記特別会計）に属する国有財産の管理・処分 法務省の職員に貸与する宿舍に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項
- 技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画，立案，調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

(訟務部門)

【訟務企画課】 国の利害に係る争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案 訟務企画課, 民事訟務課, 行政訟務課及び租税訟務課並びに財産訟務管理官の所掌事務の調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟(他課の所掌に属するものを除く。)

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【財産訟務管理官】 民事に関する争訟のうち国有財産の財産管理に係るもの 民事に関する争訟のうち国の債権に係るもの(租税訟務課の所掌に属するものを除く。)

厚生管理官 福利厚生 恩給, 職員の災害補償

(司法法制部)

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の監督  
—— 民 事 局 ——

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案(民事法制管理官の所掌に属するものを除く) 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営

登記情報管理室 登記特別会計の運用に係るものの調査, 計画及び調整

登記情報センター室 登記情報システムの運用及び管理

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)に定める登記 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)に定める登記 供託 非訟事件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関係事務の調整

—— 刑 事 局 ——

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査の科学的研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広報

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調査及び企画 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

【国際課】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整

【刑事課】 一般刑事事件の検察，犯罪の予防 環境関係事件の検察，犯罪の予防選挙関係事件の検察，犯罪の予防 交通関係事件の検察，犯罪の予防 財政経済関係事件の検察，犯罪の予防 少年に係る刑事事件の検察，犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件の検察，犯罪の予防 労働関係事件の検察，犯罪の予防 風紀関係事件の検察，犯罪の予防 薬物関係事件の検察，犯罪の予防 暴力団に係る刑事事件の検察，犯罪の予防 外国人に係る刑事事件の検察，犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

— 矯 正 局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

矯正監査室 矯正施設の巡閲及び監査 被収容者の不服及び苦情の処理

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の紀律，警備その他刑務所等の保安 刑務所等被収容者の収容，分類，拘禁，移送，保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業，職業教育，教科教育，特殊教育，訓練，教化，厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業賞与金及び死傷病手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 刑務所等職員の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律，警備その他少年院等の保安 少年院等被収容者の収容，鑑別，分類，拘禁，移送，保護及び釈放 少年院等被収容者の教科教育，特殊教育，職業補導，訓練，厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る死傷病手当金 少年院等職員の非常訓練

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養，保健，衛生，医療及び薬剤

— 保 護 局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整 恩赦保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国際受刑者移送法第 25 条第 2 項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除 中央更生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の助長 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

【観察課】 仮出獄，仮出場，仮退院，不定期刑の終了及び退院 保護観察，更生緊急保護及び監獄，少年院又は婦人補導院に収容中の者の環境調整 刑の執行猶予の言渡しを受け保護観察に付された者に対する保護観察開始前の環境調整 刑の執行停止者の保護 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

— 人 権 擁 護 局 —

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 法律扶助

— 入 国 管 理 局 —

【総務課】 出入国管理基本計画の策定 出入国の管理に関する法令案の作成 入国管理

局の所掌事務に関する総合調整 入国者収容所及び地方入国管理局の組織及び運営  
難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書

出入国情報管理室 入国者収容所及び地方入国管理局の運営に関する事務のうち情報システムの運用及び管理

【入国在留課】 外国人の上陸の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）

外国人の在留の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任

【審判課】 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議の申立て（難民の認定をしない処分についての異議申立てに係る在留許可等に関することを含む。） 通報者に対する報償金の交付

【警備課】 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所，収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検，礼式及び非常訓練

【登録管理官】 外国人の登録 出入国の管理に関する記録の整理及び保管

## （審議会等）

司法試験委員会 司法試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対し，特赦，特定の者に対する減刑，刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査，裁決

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法，刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施，公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。）並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理

## ( 施設等機関 )

刑務所 支所 懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 支所 懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし，少年及び 26 歳未満の成人を対象とする。）

拘置所 支所 被拘留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年院 分院 家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年法第 56 条第 3 項の規定により少年院において刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 家庭裁判所から観護の措置として送致された者の収容 家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた 16 歳未満の少年に対する刑の執行に資するための少年の資質の鑑別

婦人補導院 売春防止法第 17 条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者の更生のための必要な補導

入国者収容所 本邦からの退去を強制される者の収容及び送還

法務総合研究所 支所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 国際連合と日本国との間に締結される，犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し，研修，研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき，国際連合に協力して行う研修，研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力

（参考）

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

上記条約に基づき設立された，国連の地域研修所。国連の行っている犯罪予防刑事司法プログラムと協調したアジア・太平洋地域を中心とする国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修，研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記条約及びその後に関わされた交換公文によって定められており，法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 支所 矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修

## ( 地方支分部局 )

矯正管区 刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第 28 条，第 30 条第 1 項にいう行政官庁としての仮出獄及び仮

出場の許可，仮出獄の処分の取消し 長期と短期を定めて言い渡された刑につき，その刑の執行を受け終わったものとする処分 仮退院，退院の許可 保護観察所の事務の監督

法務局 — 支 局 — 出張所  
          — 出張所

地方法務局 — 支 局 — 出張所  
              — 出張所

登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 法律扶助 国の利害に関する争訟

地方入国管理局 — 支 局 — 出張所  
                  — 出張所

日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理 本邦における外国人の在留管理 難民の認定

保護観察所 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発指導，社会環境の改善，犯罪の予防を目的とする地方住民の活動の助長，心神喪失者等医療観察制度の施行に向けた関係機関との連携

保護司選考会 保護司法の規定に基づき，各保護観察所に置かれており，保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見等を述べる

## 特別の機関

最高検察庁—高等検察庁—地方検察庁—区検察庁

                  — 支部                   — 支部

検察庁法第4条，第6条に基づく，検察官の行う事務の総括

## 外 局

公安審査委員会 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総 務 部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受，発送，編集及び保存 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算，決算及び会計並びに会計監査 行政財産及び物品の管理 所掌事務に関する統計 情報システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営

人事課 機構及び定員 職階，任免，給与，懲戒，服務その他の人事並びに教養及び  
訓練 衛生，医療その他の福利厚生 行政の考査

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び  
無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 無差別大  
量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関  
係機関との情報・資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対  
する規制の手續において必要な証拠の準備，資料の収集・整理保管

公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体  
の調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び  
無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析

第二課 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対  
する規制の手續において必要な証拠の準備，資料の収集・整理保管 第二部の所  
掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報・資料の交換の総  
括

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体  
の調査

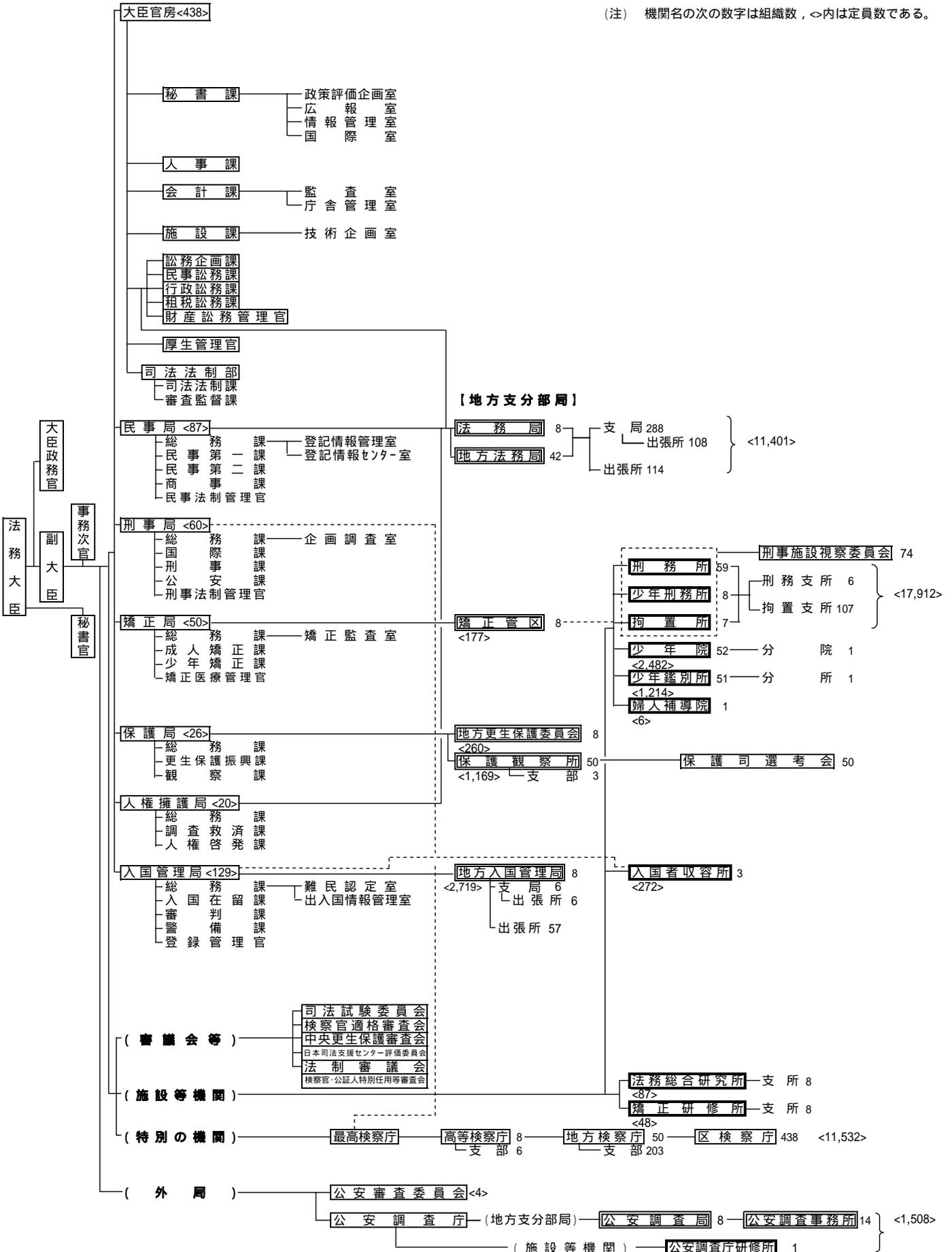
(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制  
に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置

(注) 機関名の次の数字は組織数、<>内は定員数である。



<合計51,601>